

議員提出第16号議案

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年10月7日

提出者

生 越 俊 一
山 本 誉
岡 本 昭 二

平 谷 昭
遠 藤 力 一
洲 浜 繁 達

吉 田 雅 紀
中 島 謙 二
佐々木 雄 三

(別紙)

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に係る意見書

特殊土壤地帯の災害防除と農業生産力の向上対策については、平素から格別の御高配を賜り、深く感謝しております。

島根県では、県土の全域が特殊土壤地帯に指定されており、昭和27年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、財政基盤が脆弱な本県におきましても、補助率の嵩上げ等の優遇措置により、計画的に事業を進めることができ、多大な成果をあげてきているところです。

しかしながら、平成25年に県西部において大きな被害をもたらした集中豪雨をはじめとして、近年、これまでになかった規模の局地的な集中豪雨による甚大な災害が頻発する中、侵食を受けやすい特殊土壤地帯においては、県民生活の安全・安心を確保するためにも、これまで以上に、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの防災対策を強化する上で、引き続き、特殊土壤対策を推進していく必要があります。

また、近年農業を取り巻く情勢の変化に対応するため、農業の競争力強化が求められております。本県の特殊土壤地帯の多くは中山間地域であり、地域農業の存続の観点から条件不利地においても、収益性の高い農業経営を効率的かつ安定的に展開していくためには、特殊土壤地帯での農地整備に対する国の支援が極めて重要です。

こうした状況の中、「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が平成29年3月31日で期限切れとなります。

については、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壤地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を5年間延長することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣